

令和4年度宮崎地方裁判所委員会（第1回）における議事概要

- 1 開催日時 令和4年5月27日（金）午後2時30分から午後4時00分まで
- 2 場 所 宮崎地方・家庭裁判所大会議室
- 3 出席者（委員別、50音順）
 - （地裁委員） 江夏邦威、奥村三千代、鎌田正、久留島群一、小島清二、小八重隆士、眞田寿彦、末崎和彦、町元真也
 - （列席者） 押川奉史委員（家裁委員）、安木裁判官、地家裁事務局長、民事首席書記官、刑事首席書記官
 - （庶務担当者） 地裁総務課長、家裁総務課長
- 4 議事（□：委員長、▲：学識経験者、◎：法曹委員、◇：裁判所）
 - (1) 新任委員紹介等
 - 新任委員 江夏邦威委員
 - 同 鎌田正委員
 - 同 小島清二委員
 - 同 眞田寿彦委員
 - 同 末崎和彦委員
 - (2) 地裁委員長の代理指名について
久留島委員長により小島委員を委員長代理に指名
 - (3) テーマ「民事訴訟手続のIT化について」
裁判所から取組状況等について概要を説明（担当：安木裁判官）
ウェブ会議のデモンストレーション実施
（担当：安木裁判官、民事1部主任書記官、民事2部主任書記官）
 - (4) 意見交換等
 - ▲ ウェブ会議は、裁判所に出頭することなく手続を進めることができるため、県外の弁護士でも参加しやすいメリットがあったと感じた。デモンストレーションで行われたような交通事故の訴訟の事案であれば、手続を効率化できると感じた。
 - ◎ 現行の手続（フェーズ1）では従前電話で手続していたものを画面共有しながら進められるため、音声のみより情報量が多くわかりやすくなった。裁判所へ出頭の必要がなく、紙媒体の記録を減らしていけるなどのメリットもあると感じている。
 - ▲ ウェブ会議を録画して当事者間で共有することは可能か。
 - ◇ 争点整理の過程では、録画はしていない。一方、あくまで個人的な意見だが、例えば証人尋問などの証拠調べの様子については、後日証人の表情等を確認できるなどのメリットもあるため、録画等の活用が検討される余地もあるのではないかと。
また、争点整理の結果について、当事者の認識にずれがないよう、書記官が期日に同席し、その期日内で裁判所が作成した結果を双方に示しながら確認することもある。
 - ▲ ウェブ会議では、代理人弁護士の本人確認をどのように行っているのか。
 - ◇ 前提として、事件ごとに弁護士のチームズ上のアカウントを登録した別のチームを作成してウェブ会議を行っているため、同じ弁護士のアカウントからログインを行わなければ当該事件のウェブ会議には参加できない仕組みとなっている。そのため、その時点

で一定の本人確認がされており、いわゆる「なりすまし」のリスクは低いですが、引き続き本人確認をより確実に行うための検討を行っていくことは必要と考える。

- ▲ 県庁でも面談、会議、講義形式の研修などでチームズを多用している。ウェブ会議のデモンストレーションにつき以下のとおり質問したい。
 - ①代理人弁護士以外の方が部屋にいないか確認したのはなぜか。
 - ②今回のデモンストレーションでは裁判所、原告代理人、被告代理人の3者での会議であったが、それ以上に参加者を増やすことは可能か。
 - ◇ ①今回のデモンストレーションで行った争点整理手続の期日は原則非公開であるため、当事者や弁護士以外の方が部屋にいないかの確認を行った。ただし、会社の担当者等関係者の説明を求める場合などに同席を認める事案もある。
 - ②ウェブ会議の機能としては、相当数と同時に会議を行うことが可能であり、実際に、別の事務所の弁護士が複数人代理人となっている場合に、3者間以上と接続してウェブ会議を行うことがある。
 - ▲ 民事訴訟手続のIT化は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止にも有効である。また、移動時間・距離、日程調整等の様々な課題が解決でき、多方面に利便性が高いと感じた。さらに障害者への合理的配慮にもつながるように思う。セキュリティの強化等今後検討すべき課題もあると思うが、是非推進してほしい。
 - ▲ 家事調停手続でも新型コロナウイルス感染症の影響等により、電話会議システムを利用することが多くなったが、本人確認等に苦慮している。今後は調停手続もウェブ会議に移行するという話を聞いており、本日の説明は大変興味深かった。IT化を進める上では情報流出の防止が重要な課題であり、引き続き検討が必要だと思う。
 - ◎ 刑事事件もIT化の議論が進んでおり、検察庁においては、警察官が現場で聴き取り作成しているような膨大な量の証拠も取り扱っており、これらの証拠の電子化をどのように行うかという問題も考えなければならないように思われる。いずれにしても、刑事手続のIT化については、法務省でも検討がなされていると承知している。民事訴訟手続でも証拠の電子データ化は検討されると思うので、刑事事件でも参考にしたい。
 - ◎ 以前の勤務先では、当時新型コロナウイルス感染症が拡大し、緊急事態宣言が発令されるなど、当事者が裁判所に出向くこと自体難しい状況であったため、ウェブ会議を積極的に活用した。IT化は今後の継続的な取組が必要であり、このような場で皆さまからの御意見を賜りつつ、トライアンドエラーを繰り返していく中で推進していきたい。
- (5) 委員意見に基づく裁判所の取組状況の報告

前回テーマ「新型コロナウイルス感染症への対応」（担当：家裁総務課長）

5 次回予定

- ・委員長：次回のテーマについて、特に意見等がなければ「裁判所における人材育成について」を議題とすることはいかがか。
- ・全員：了承
- ・次回委員会：令和4年11月18日（金）午後2時30分